

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成30年3月1日（木）

社会・援護局（援護）

資 料 目 次

	頁
第 1 平成30年度社会・援護局援護関係予算案について -----	1
第 2 平成30年度社会・援護局援護関係主要行事予定について -----	3
第 3 全国戦没者追悼式について -----	4
第 4 昭和館・しょうけい館の活用促進について -----	6
第 5 中国残留邦人等に対する支援について -----	8
第 6 遺骨収集等慰霊事業について -----	17
第 7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について -----	19
第 8 国内における民間建立戦没者慰霊碑について -----	21
第 9 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求期限到来に当たっての対応について	-23
第10 旧陸海軍関係恩給進達事務について -----	25
第11 援護システムの運用等について -----	26
第12 旧令共済組合員に関する履歴証明等について -----	27
第13 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について -----	28

参 考 資 料 目 次

		頁
第 1	平成30年度予算案事項別内訳 (援 護 企 画 課)	29
第 2	昭和館について (")	32
第 3	しょうけい館について (")	33
第 4	中国残留邦人等の数 (中国残留邦人等支援室)	34
第 5	中国残留邦人等に対する支援策 (")	35
第 6	配偶者支援金 (中国残留邦人等の配偶者に対する支援策) (")	40
第 7	中国帰国者支援・交流センター一覧 (")	41
第 8	中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移 (")	42
第 9	都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要 (")	43
第10	厚生労働省が実施する支援給付施行事務監査の1年の流れ (")	44
第11	「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)について (事業課、事業推進室)	45
第12	地域別戦没者遺骨収容概見図 (")	48
第13	平成29年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝実施状況 (")	49
第14	平成30年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等予定地概見図 (")	52
第15	都道府県別DNA鑑定結果 (")	53
第16	戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5カ年) (")	54
第17	国内における民間建立戦没者慰霊碑について (")	55
第18	国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱(案) (")	56
第19	平成30年度援護年金額 (援護・業務課、審査室)	58
第20	都道府県別援護年金受給者数 (審 査 室)	59
第21	第十回特別弔慰金請求受付・処理状況 (援 護 ・ 業 務 課)	60
第22	第十回特別弔慰金の審査請求の流れ (援 護 ・ 業 務 課)	61
第23	戦傷病者特別援護法対象者数等 (")	64
第24	旧陸海軍関係恩給進達件数 (")	65
第25	援護関係資料の国立公文書館への移管について (調 査 資 料 室)	67
第26	未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表 (中国残留邦人等支援室) (調 査 資 料 室)	68
第27	ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査 (調 査 資 料 室)	69

說明資料

第1 平成30年度社会・援護局援護関係予算案について

	【29年度予算】	【30年度予算案】
援護関係予算総額	26,117百万円	→ 23,681百万円
1 援護年金等	10,436百万円	→ 8,881百万円
	(受給人員 5,884人 → 5,002人)	
2 遺骨収集事業等の推進	2,443百万円	→ 2,380百万円
(1) 硫黄島遺骨収集事業 ・外周道路外側等の掘削経費等	1,396百万円	→ 1,372百万円
(2) 南方・旧ソ連地域遺骨収集事業	576百万円	→ 719百万円
ア 現地調査 ・派遣班数増加に伴う増	176百万円	→ 266百万円
イ 遺骨収集 ・派遣班数増加に伴う増	273百万円	→ 327百万円
ウ 法人運営経費	127百万円	→ 127百万円
(3) 海外公文書館の資料収集 ・集中的な取組期間の終了に伴う減	342百万円	→ 63百万円
(4) 遺骨鑑定体制の強化 ・DNA鑑定機関の増強等に伴う増 ・遺骨鑑定人の派遣体制の構築に伴う増	108百万円	→ 193百万円
(5) 遺骨・遺留品伝達 うち、遺留品調査の迅速化に係る経費	21百万円	→ 33百万円 12百万円
3 戦没者慰霊事業等	575百万円	→ 572百万円
(1) 全国戦没者追悼式挙行経費	151百万円	→ 151百万円
(2) 慰霊巡拝等	424百万円	→ 421百万円
ア 慰霊巡拝	87百万円	→ 87百万円
イ 政府建立慰霊碑の補修等	52百万円	→ 54百万円
ウ 海外・国内民間慰霊碑の管理	26百万円	→ 22百万円
(ア) 海外民間建立慰霊碑	9百万円	→ 10百万円
(イ) 国内民間建立慰霊碑	16百万円	→ 12百万円
エ 慰霊友好親善事業	259百万円	→ 259百万円

4 昭和館・しょうけい館事業	919百万円 → 644百万円
(1) 昭和館	743百万円 → 467百万円
ア 昭和館の運営に係る経費	454百万円 → 467百万円
イ 昭和館の防災機能強化に係る経費【前年度限り】	289百万円 → 0百万円
(2) しょうけい館の運営に係る経費	176百万円 → 177百万円
5 戦争の経験の次世代への継承（再掲）	31百万円 → 29百万円
(1) 証言映像の収録（戦傷病者、中国残留邦人等）	13百万円 → 13百万円
(2) 戦後世代の語り部の育成等	17百万円 → 16百万円
6 中国残留邦人等の援護等	10,770百万円 → 10,422百万円
(1) 中国残留邦人等に対する支援等	10,562百万円 → 10,205百万円
ア 支援給付の実施等	10,538百万円 → 10,178百万円
イ 中国残留邦人等の介護に係る環境整備	24百万円 → 26百万円
(2) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	160百万円 → 158百万円
(3) 戦没者等援護関係資料の移管・整備	49百万円 → 60百万円

※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

第2 平成30年度社会・援護局援護関係主要行事予定について

平成30年度の社会・援護局援護関係の主要行事予定は、下記の通り。

○ 式典

- ・ 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式を5月28日（月）に開催予定。
- ・ 全国戦没者追悼式を8月15日（水）に開催予定。
- ・ 援護事業功労者厚生労働大臣表彰式を12月上旬に開催予定。

○ 慰霊事業

- ・ 遺骨収集等事業を、南方地域等で14地域、ロシア連邦等で7地域を1年通して実施予定。
- ・ 慰霊巡拝事業を、南方地域等で8地域、ロシア連邦等で4地域を6月下旬～3月上旬に実施予定。
- ・ DNA鑑定で遺族が判明した遺骨については、順次遺族に伝達予定。

○ 中国残留邦人等支援

- ・ 中国残留邦人等支援に係る全国担当者会議を5月中旬に開催予定。
- ・ 日中共同調査により、中国残留孤児と認められた方がいる場合、その情報を公開する。（9～11月の予定）
- ・ 上記情報公開により、肉親情報があった場合、11月下旬以降、訪日対面調査を実施予定。

○ 事務打合せ等会議

- ・ 援護システム（国債）操作・セキュリティ研修会の開催を4月中旬～5月下旬に開催予定。
- ・ 援護関係施行事務研修会の開催を6月下旬に開催予定。
- ・ 援護システム（JR）操作・セキュリティ研修会の開催を11月上旬～12月上旬に開催予定。
- ・ 社会・援護局関係主管課長会議の開催を3月上旬に開催予定。

第3 全国戦没者追悼式について

閣議決定に基づき、毎年8月15日に政府主催で全国戦没者追悼式を開催しているが、御遺族を始め関係者が高齢化する中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ継承していくという観点から、当式典について以下の取組を行う。

なお、未参列者の参列希望をできるだけ実現できるように、参列遺族の募集の際には、広く周知を図っていただきたい。

(1) 国費参列遺族の選考について

国費参列遺族については、各都道府県55名の範囲内で、各都道府県が選考を行う。選考に関するガイドラインは以下のとおり。

なお、昨年に引き続き18歳未満の参列者を代表して、6名の方に式典で献花していただくこととしている。

(国費参列遺族の選考に関するガイドライン)

ア 国費参列遺族のうち、少なくとも1名は18歳未満の遺族を選考する。

選考に当たっては、未参列の者を優先する。

イ アによる選考以外の遺族については、

(ア) 従来の国費参列遺族の範囲で未参列の者がいれば、その者を優先する。

(イ) 死没者1人に対し、国費参列遺族は、原則、各都道府県1人とする(死没者の子の配偶者及び死没者の兄弟姉妹の配偶者が夫婦で参列する場合の配偶者を除く。)なお、国費参列遺族数に満たない場合はこの限りでない。

●18歳未満の遺族の献花者の選考をお願いする都道府県について

47都道府県を6ブロックに分け、毎年度各ブロック内において、人口の多い都道府県順に持ち回りで選考する。

本年は、青森県、千葉県、長野県、三重県、愛媛県、沖縄県の各都道府県から正副各1名を選考願いたい。

詳細については、3月上旬に発出予定の選考依頼通知をご確認いただきたい。

(2) 18歳未満の遺族の献花補助者の選考について

昨年に引き続き、18歳未満の遺族の方14名に献花補助者として式典に参加していただくこととしている(前日夕方にリハーサルを行う予定。)

献花補助者の参加に必要な所定の旅費は、国費参列遺族に支給する旅費とは別枠で支給することとしている。選考をお願いする都道府県は以下のとおり。

●献花補助者の選考をお願いする都道府県について

47都道府県を6ブロックに分け、毎年度各ブロック内の2都道府県(関東及び近畿については3都道府県)が、人口の多い都道府県順に持ち回りで選考する。

本年は、岩手県、山形県、栃木県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、香川県、長崎県、大分県の各都道府県から正副各1名を選考願いたい。

詳細については、3月上旬に発出予定の選考依頼通知をご確認いただきたい。

【今後の主な予定】

3月上旬・・・18歳未満の遺族の献花者及び献花補助者の選考依頼通知発出

3月下旬・・・全体の参列予定人員登録依頼通知発出

5月上旬・・・都道府県より参列予定人員登録

6月上旬・・・遺族代表選考依頼通知発出

7月上旬・・・都道府県より

①遺族代表名簿

②18歳未満の遺族の献花者(該当県のみ)

③献花補助者(該当県のみ)

の登録

第4 昭和館・しょうけい館の活用促進について

<昭和館>

- 昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設。
- 主な実施事業
 - ・ 常設展示
常設展示室で実物資料の展示等を実施。
 - ・ 特別企画展
毎年春（3月～5月）、夏（7月～9月）に特定のテーマについて企画展を開催。
 - ・ 地方巡回特別企画展
毎年秋頃に都道府県等の協力を得て開催。平成30年度は、次の地域で開催予定。
○平成30年10月12日（金）～23日（火） 群馬県前橋市で開催予定
○平成30年11月10日（土）～23日（金） 香川県高松市で開催予定
なお、香川県高松市では平和祈念展示資料館（総務省委託）と連携して実施する予定。
 - ・ 図書・映像・音響資料の閲覧事業
 - ・ 関連情報提供事業
- 常設展示室のみ入場料あり（その他特別企画展等は全て無料）
高校・大学生 150円、大人 300円（その他割引制度あり）
※小・中学生、未就学児、身体障害手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方は無料

<しょうけい館>

- しょうけい館は、戦傷病者とその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設。
- 主な実施事業
 - ・ 常設展示
常設展示室で実物資料の展示等を実施。
 - ・ 企画展
毎年春（3月～5月）、夏（7月～9月）に特定のテーマについて企画展を開催
 - ・ 地方展
平成27年度から都道府県等の協力を得て開催。平成30年度は、次の地域で開催予定。
平成30年6月30日（土）～7月8日（日） 長崎県長崎市で開催予定
 - ・ 図書・映像・音響資料の閲覧事業
 - ・ 関連情報提供事業
- 入館料：無料

<依頼事項>

- 次世代への継承という観点から、小中学生、高校生、大学生等の来館促進に向け、昭和館、しょうけい館を修学旅行、社会見学等の訪問対象とすることについて、教育部門への働きかけをお願いしたい。
- また、昭和館地方巡回特別企画展、しょうけい館地方展について、ポスター等の広報用資料を小中高等学校、大学等の学校、関係団体をはじめ幅広く周知していただくようご協力をお願いしたい。

<戦中・戦後の労苦を伝える「戦後世代の語り部」育成事業（情報提供）>

- 戦中・戦後の労苦を直接体験した者が高齢化する中、その体験を風化させることなく次世代に伝えていくため、平成 28 年度から昭和館、しょうけい館において、戦中・戦後の労苦体験者の労苦を継承し語り伝える「戦後世代の語り部」を育成する事業を実施している。
平成 30 年度においても「戦後世代の語り部」受講生の募集を行うこととしている。募集情報等については、昭和館、しょうけい館のホームページ等でお知らせすることとしているが、事業に関する照会等があった場合は、社会・援護局援護企画課施設指導係までお願いしたい。

（参考）次世代の語り部育成事業の概要

- 昭和館、しょうけい館において概ね 3 年で語り部を育成する予定。
 - ・ 1 年目：歴史や語り部に必要な基礎的、専門的知識等の習得など
 - ・ 2 年目：話法技術の習得、労苦体験者との交流など
 - ・ 3 年目：模擬講演の実施など
- 現在、1 期生 26 名（昭和館 11 名、しょうけい館 15 名）、2 期生 17 名（昭和館 8 名、しょうけい館 9 名）を育成中。
- 育成した語り部は、昭和館及びしょうけい館への来場者に対する講演や地方展での講演、小中高等学校等での講演などの活動を予定。

第5 中国残留邦人等に対する支援について

I 地域社会での支援の実施等

1 中国残留邦人等の高齢化への対応等

(1)中国残留邦人等の介護に係る環境整備【各中国帰国者支援・交流センターで実施】

- 平成29年度より、全国7カ所に設置している中国帰国者支援・交流センターに、中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する「介護支援コーディネーター」を配置し、介護事業所等において中国語等による語りかけ支援を行う「中国残留邦人等語りかけボランティア」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整等を行うほか、支援・相談員への情報提供・助言、相談対応等を行い、中国残留邦人等が安心して介護サービスを利用できる環境を整備することとしている(37頁の参考2参照)。
- 初年度は各中国帰国者支援・交流センター設置自治体において、語りかけボランティアの訪問を開始したところであるが、今後は順次、実施範囲を拡げることとしているので、各中国帰国者支援・交流センターと連携しつつ、次のとおりに協力をお願いしたい(詳細は追ってお知らせ予定)。
 - ・ 中国残留邦人等、介護サービス事業者や管内関係団体等への語りかけボランティアの周知
 - ・ 中国残留邦人等の介護サービス利用状況等の情報提供及び語りかけボランティアの利用希望についての情報提供また、ボランティアの応募希望や照会等があった場合は、各中国帰国者支援・交流センターを案内していただくようお願いする。

<事業実施にあたっての留意事項>

- 「中国残留邦人等語りかけボランティア」は介護事業所等において介護サービス利用中の中国残留邦人等への語りかけ支援を行うものであり、介護サービスの提供や通訳支援を行うものではないので、ケアプランの調整や介護サービスを利用する場合の通訳については、現行の自立支援通訳や支援・相談員を活用願いたい。

(2) 中国残留邦人等地域生活支援事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

ア 自立支援通訳による支援の充実

- 中国残留邦人等の高齢化により、医療・介護サービスを利用する者が増加していることから、今後も引き続き関係機関との連携を図り、中国残留邦人等がサービスを受ける際に不便が生じないように自立支援通訳の人材の確保に努めていただきたい。

イ 帰国者の状況を踏まえた日本語教育支援の実施

- 高齢のため日本語教室等への継続的な参加が困難な帰国者もいることから、平成28年度より、交流事業等を通じ日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的とした、高齢者向けの「日本語交流サロン」を設置することとしたところである。

帰国者の状況を踏まえ、現行の日本語教育支援事業から日本語交流サロンへの見直しを行うなど、引き続き、地域の中国残留邦人等の状況を踏まえた、適切な日本語教育支援事業をお願いしたい。

(3) 公営住宅への優先入居

- 中国残留邦人等の高齢化による身体機能の低下、持病の悪化等により、高層階から低層階へ、また、バリアフリー化された公営住宅への住み替え需要が高いことから、平成20年3月31日及び平成25年6月27日付けの国土交通省通知の趣旨を踏まえ、中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理部局と連携を図り、優先的に住替えを行うなどの良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい(参考4)。

(4) その他

- 帰国者への情報提供のため、「中国語の対応が可能な介護事業所一覧」を各自治体のご協力を得て作成し、年2回更新しているので、引き続きご協力をお願いしたい。また、帰国者、関係機関等に周知するなど、積極的に活用願いたい。

2 支援・相談員の配置

○ 支援・相談員については、支援給付の実施機関に配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより中国残留邦人等が安心した生活が送れるよう支援することを目的に、都道府県、市町村(特別区を含む)に委託して事業を実施しているところである。

都道府県・市町村(特別区を含む)におかれては、配置基準に沿った体制構築や人材確保等、多大なご尽力をいただいているところであるが、平成30年度においても引き続き、地域のニーズ等を勘案しつつ、適切な支援・相談員の配置をお願いしたい(参考3)。

3 次世代継承事業

(1) 証言映像収集・公開事業

○ 中国残留邦人等の体験や労苦を映像に残し、広く公開する証言映像収集・公開事業を平成28年度より、厚生労働省において実施している。証言映像は、厚生労働省ホームページで公開するとともに、各中国帰国者支援・交流センターでDVDの貸し出しを行っており、中国残留邦人等の体験や労苦を次の世代に継承する取り組みや理解を深める普及啓発、地域の方々との交流や平和学習の機会等にご活用いただきたい。

また、平成30年度においても、事業を継続するので、引き続き、証言者の推薦等のご協力をお願いしたい。

(2) 戦後世代の語り部育成事業【首都圏中国帰国者支援・交流センターで実施】

○ 中国残留邦人等が体験した様々な労苦を次の世代に継承するため、平成28年度より、首都圏中国帰国者支援・交流センターにおいて、戦後世代の語り部育成事業を実施している。平成30年度においても、研修生を募集し、事業を継続して実施するので、引き続き、周知・広報等のご協力をお願いしたい。

(3) 普及啓発事業【各中国帰国者支援・交流センターで実施】

○ 平成28年度より、地域に根ざしたきめ細かな普及啓発事業として、各中国帰国者支援・交流センターが中心となり、ボランティア団体等と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象にした「中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業」を多地域で行うこととしているので、引き続き、周知・広報等のご協力をお願いしたい。

4 中国残留邦人等二世の就労支援

- (1) 日本語が不自由であったり、日本の社会・雇用慣行に不慣れであること等により、安定就労による経済的な自立の実現が困難な状況が見られることから、平成26年12月1日付け中国残留邦人等支援室長通知を参考に、就労支援を実施していない自治体においては、就労相談員の設置など、就労支援事業への積極的な取組を、すでに実施している自治体においては、事業効果を検証し、より多くの方が安定した就労につけるよう更なる取組をお願いしたい。
- (2) 日本語が不自由なため、安定就労による経済的な自立の実現が困難な二世に対し、二世の就労に資する日本語教室を設置することで就労に役立つ日本語の指導を集中的に行い、安定した就労を確保するとともに安易な離職を防止できるよう支援をお願いしたい。
- (3) 中国残留邦人等の二世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」制度に基づく助成金が支給されることから、制度の積極的活用の広報をお願いしたい。

(参考)

○中国残留邦人等支援室長通知

「中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援について(依頼)」(平成26年12月1日付け社援支発1201第1号 中国残留邦人等支援室長から各都道府県、指定都市、中核市民政主管部(局)長あて通知)

○特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により中国帰国者等であって、本邦に永住帰国した日から10年を経過していない者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金助成を行う。

5 一時金の申請指導等について

- 中国残留邦人等に満額の老齢基礎年金等を支給するための一時金は、権利を取得した日から5年経つと申請ができなくなるため、厚生労働省では、一時金の申請期限を迎える者及び新たに永住帰国した者に対する申請案内等、時効失権の防止に努めているので、ご協力をお願いしたい。

Ⅱ 支援給付及び配偶者支援金の支給

1 平成30年度における支援給付に係る主な留意点

支援給付制度は、本年4月で制度開始から10年を迎え、対象となる支援給付受給者の高齢化が進んでいることから、その実施に当たっては、生活保護制度の例によりながら、従来どおり特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるように必要な配慮をして、懇切丁寧に行うようお願いしたい。

なお、平成30年度における主な留意点は下記のとおりである。

(1) 高齢化への対応について

支援給付受給世帯は高齢者から構成されることから、以下のような視点で定着後の生活支援を実施するようお願いしたい。

- 必要なニーズが的確に把握され、それに応じた援助が関係機関等との連携により実施されているか。
- 介護保険法に定める要介護(要支援)の状態と考えられる者については、要介護(要支援)認定申請が検討されているか。
- 必要な生活環境等の整備のために介護保険法に基づく介護保険や障害者総合支援法に基づく自立支援給付などの制度活用は図られているか。
- 配偶者等の年金の受給の可否が検討されているか。

特に、年金の受給資格期間短縮(25年から10年)を内容とする年金機能強化法の一部改正法(平成28年法律第84号)が、平成28年11月24日に公布され、平成29年8月1日から施行されたことに伴い、新たに年金の受給資格を得た者の申請手続の支援等が、支援・相談員等の活用により、漏れのないよう確実に実施されているか。

(2) 支援給付の基準及び老齢基礎年金の支給額について

- 生活保護基準については、生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、生活扶助基準を平成30年10月より段階的(3段階を想定)に見直す(増減額)予定であることから、当該基準を用いている生活支援給付についても、変更(増減額)が予定されている。
- 老齢基礎年金額の支給額については、平成30年度の年金額改定は行われず、年金額は昨年度から据え置きとなる。

(3) 医療支援給付について

○ 電子レセプトを活用したレセプト点検について

- ・ 電子レセプトのシステムを導入しているものの、活用されていない実施機関については、積極的な活用を指導願いたい。
- ・ 導入していない実施機関については、業者委託による審査の活用を指導するなど、医療支援給付の適正化に協力願いたい。

2 配偶者支援金について

(1) 配偶者支援金制度について

平成26年10月から、中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者(中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者)に対して支援給付に加えて、配偶者支援金(満額の老齢基礎年金の3分の2相当額)を支給している。今後も申請漏れがないよう支給対象と見込まれる者に対し申請の案内及び指導をお願いしたい。

(2) 平成30年度の配偶者支援金の支給額について

平成30年度の老齢基礎年金の支給額については、平成29年度の支給額が据え置きとなることから、平成30年度の配偶者支援金の支給額についても、平成29年度の支給額と同額(43,294円)となる。

Ⅲ 支援給付等施行事務

1 都道府県・指定都市本庁が実施する監査について

(1) 平成30年度における監査について

- 都道府県・指定都市本庁が行う実地監査について、都道府県・指定都市本庁は、4年に1度行うことになっている(実施機関にとっては、4年に1度監査が行われることになる)。平成30年度は、支援給付及び配偶者支援金制度の適正な運用が図られるよう引き続き管内の実施機関に対し実地及び書面により支援給付等施行事務監査を行い、都道府県指定都市本庁から管内の実施機関に対し、適切な助言指導をお願いしたい。
- 特に、支援給付制度は、支援法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている。しかし、以下の例のように多くの点で生活保護制度とは異なる取扱いをしていることから、被支援者のニーズに応じた適正な運営が図られているか、中国残留邦人等に対する各種施策等の活用が図られているかなどを着眼点として、幹部職員が率先して監査体制の充実・強化に努め、監査計画の策定、監査の事前検討、監査後の復命会等による監査結果の分析等を行い、各実施機関が抱える運営上の課題等を適確に把握し、その課題に即した具体的な助言指導を行うようお願いしたい。

(例) 生活保護制度とは異なる取扱い

- ・ 収入認定について、老齢基礎年金については、満額までは収入として認定しないほか、年金以外の収入も3割までは収入認定しない
- ・ 資産の保有について、預貯金・手持ち金等について一定額の保有を認める
- ・ 生計を別にする子供や孫に対しては原則として直接扶養照会を行わない
- ・ 親族訪問や墓参等を目的とした2か月程度の中国や樺太等を訪問する時は、その渡航に要した費用は収入認定を行わない など

(2) 監査実施上留意すべき点について

- 平成29年度に厚生労働省が実施した監査で問題点の多かった事項など全般的な状況をとりまとめ、追って、示したいと考えているが、以下の事項が多く見受けられた。
 - ① 1年(12か月)を超えて長期にわたり家庭訪問が実施されておらず、生活実態等の把握がされていない事例。
 - ② 世帯全員の収入申告書が定期的(毎年6月)に徴取されておらず、また、収入認定が適切に行われていない事例。

- ③ 課税状況調査で、調査対象期間(課税期間)において支援給付を受給していた者全員を対象としていない事例。
 - ④ 継続した通院治療について、6か月ごとに医療要否意見書等により継続の要否の検討がされていない事例。
- 平成30年度に都道府県・指定都市本庁が行う監査では、同様の問題があると認められる実施機関に対し、以下の点に留意して支援給付の適正実施の確保に努めるよう指導願いたい。
- ① 家庭訪問について、支援給付受給者のニーズの把握を主眼に、少なくとも支援給付開始後の家庭訪問(入院入所者の病院等への訪問を含む。)は1年(12か月)以内に1回以上行うよう助言指導願いたい。
 - ② 収入認定について、世帯全員の収入申告の時期については原則として年1回、6月とすること、特定中国残留邦人等本人の老齢基礎年金については、満額までは収入として認定しないほか、年金以外の収入も3割までは認定しないこと、保険金等のその他臨時的な収入については、前年1年間の収入を基に月額を算定し、その額から8千円を控除した上で、残額の3割を控除した額を収入認定することなど、生活保護制度とは異なる取扱いをしていることに留意の上、適切に収入認定を行うよう助言指導願いたい。
 - ③ 課税状況調査について、毎年6月以降の課税資料の閲覧が可能な時期に速やかに、対象となる全世帯全員に課税状況調査を実施し、多額の支援給付費の返還金・徴収金の発生を防止し、特に、企業年金の申告漏れがないよう助言指導願いたい。
 - ④ 継続した通院医療について、給付の必要性を確認する上で必要なことから、医療要否意見書を徴取するなど、継続した治療の必要性を検討すること。

2 厚生労働省が実施する監査について

(1) 平成30年度における監査計画等

ア 実地監査

- 平成30年度の実地監査は、20程度の都道府県・指定都市を予定している。
- 日程等は、各都道府県・指定都市から提出された事前協議資料に基づき調整等を行い、実地監査に入る実施機関を決定し、4月中にお知らせしたいと考えている。

イ 書面監査

- 平成30年度の書面監査は、実地監査の対象とならなかったすべての都道府県・指定都市に対して実施する。

(2) 支援給付等施行事務監査資料

- 支援給付等施行事務監査資料は、様式が確定次第通知するので、変更後の様式で、監査実施通知に記載された期限までに提出するようお願いしたい。

(3) 監査関係提出資料等

- 事前協議資料：平成30年4月6日提出（予定）
- 都道府県・指定都市が実施した平成29年度監査結果報告：平成30年7月末提出
- 支援給付等施行事務監査資料：実地監査対象は監査日2週間前提出
書面監査対象は決定次第連絡する。

※ 提出期限については遵守願いたい。

第6 遺骨収集等慰霊事業について

1 遺骨収集等事業について

「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）が平成28年4月より施行され、また、同年5月に同法に基づき「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（平成28年5月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）が策定された。平成28年度から平成36年度までを戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間とし、平成29年度までに戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集に集中的に取り組むとともに、その情報等をもとに遺骨収集を実施することとしている。

また、同法に基づき指定した一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「指定法人」という。）が、各戦域における現地調査などの情報収集や、その情報に基づく遺骨収集を機動的かつ柔軟に行い、国は、企画立案等に加え、関係国政府との協議や現地地方政府機関との交渉等、より高度な調整業務を行うこととしており、国と指定法人の役割分担を図り、効果的に遺骨収集を推進していく。

◎遺骨収集の計画

戦没者の遺骨収集については、基本計画に基づき、厚生労働省が、毎事業年度開始前に次年度の実施指針を策定し、指定法人に提示するとともに、指定法人は、当該実施指針の内容に即した事業計画を策定することとしている。

平成30年度における遺骨収集の派遣予定地域は以下のとおり。

〈南方地域等での遺骨収集〉

- ①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島（ブーゲンビル島・ガダルカナル島等）、④インドネシア、⑤パラオ諸島、⑥マリアナ諸島（グアム島・北マリアナ諸島）、⑦トラック諸島、⑧マーシャル諸島、⑨ギルバート諸島、⑩ミャンマー、⑪インド、⑫樺太、⑬沖縄、⑭硫黄島

計 14 地域

〈旧ソ連抑留中死亡者の遺骨収集等〉

- ①ハバロフスク地方、②沿海地方、③クラスノヤルスク地方、④ザバイカル地方、⑤ブリヤート共和国、⑥アムール州、⑦イルクーツク州 計 7 地域

その他、確度の高い戦没者の遺骨に関する情報が追加的に得られた場合には、応急的な派遣を実施することとしている。

※ 各都道府県におかれては、仮に遺族、団体、協力者等から戦没者の埋葬地等に関する情報が得られた際は、速やかに、事業課事業推進室まで連絡するようお願いしたい。

2 慰霊巡拝事業について

遺骨収集事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地で政府主催の追悼式を実施している。

(1) 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、平成 30 年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島（ブーゲンビル島・ガダルカナル島等）、④パラオ諸島、⑤北ボルネオ、⑥ミャンマー、⑦中国、⑧硫黄島の 8 地域で実施を計画している。

◎ 硫黄島での慰霊巡拝事業

平成 23 年度から、遺族がより参加しやすいよう実施回数 2 回、延べ 200 人程度の実施体制を組んでおり、平成 30 年度も継続して実施することとしている。

(2) 旧ソ連地域での慰霊巡拝事業

ロシア連邦等の各地方・州ごとに広く遺族の参加を募っている。

平成 30 年度は、抑留地域である 4 地域（①ハバロフスク地方、②沿海地方、③イルクーツク州、④アルタイ地方・ケメロボ州・ノボシビルスク州）での実施を計画している。

(3) 参加遺族の募集

厚生労働省では、都道府県や市区町村が余裕を持って広報誌等へ掲載できるよう各都道府県援護主管課宛に実施予定地域ごとの実施時期、派遣予定人員等をお知らせしている。

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集にあたっては、各都道府県から推薦をお願いしたい。

第7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

1 DNA鑑定について

戦没者遺骨のDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

平成11年から平成30年1月末までに、関係遺族約12,600人にお知らせを送付し、約3,200人から申請があった。鑑定の結果、1,094柱の遺骨の身元が特定し、順次遺族に伝達している。

平成29年度に収容した遺骨については、平成30年度内に推定される関係遺族にお知らせを送付する予定である。

また、戦後70年を経過し、戦没者遺骨の身元特定に向けて更なる取組を行っていく必要があり、戦没者遺骨の身元特定に関し、現在、以下の取組を行っている。

(1) DNA鑑定に係る遺族への呼びかけ範囲の拡大

遺留品等がなくても、部隊記録等から戦没者がある程度特定できる場合には、遺族へのDNA提供の呼びかけを行うことを検討してきた。平成28年度は、その実効可能性の検証のため、部隊記録等の資料が残っている沖縄県の検体からDNAが抽出された4地域（「真嘉比」、「幸地」、「平川」、「経塚」）の検体について、遺族への呼びかけと鑑定を実施したが、遺族の特定に至らなかった。

平成29年度は、沖縄4地域に加え、沖縄6地域の戦没者について、さらなる試行的な取組として、遺族と思われる方に対し、広報を通じてより広くDNA鑑定の申請を募っている。

また、申請のあった遺族については、厚生労働省保管資料や申請された死亡場所等の情報に基づき、ある程度戦没者とのつながりが確認できる場合に、DNA鑑定を実施しているところである。引き続き、広報を通じた申請募集について協力をお願いしたい。

(2) DNA鑑定の対象となる遺骨の歯から四肢骨への拡大

これまで、古い遺骨でも比較的DNA型情報の保存状態が良いとされる歯を検体として、DNA鑑定を実施し、関連情報と併せて遺族を特定してきた。しかしながら、遺骨収集において歯を採取できるケースが限られていることや、諸外国の鑑定の実施状況等から、「DNA鑑定の対象を四肢骨に拡大すべき」との意見が寄せられたため、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の専門家の意見を踏まえ、平成29年4月から遺族

を特定するためのDNA鑑定の対象となる遺骨について、歯に加えて、四肢骨も検体とすることとした。

2 遺骨及び遺留品の伝達について

DNA鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。

なお、都道府県庁で記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

第8 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

民間団体等が建立した日本人戦没者の慰霊碑等の維持管理については建立者が行うことが基本であるが、関係者の高齢化等により維持管理が困難となっているものもある。

このため、平成28年度より建立者等が不明で、適切な維持管理が行えておらず、倒壊等の危険がある慰霊碑について、自治体が独自事業として移設等を行う場合に、一定の補助（1/2（上限25万円））を行っている。

平成30年度においても、当該慰霊碑を自治体が管理する土地に移設を行う場合や当該慰霊碑の建立地等に埋設等を行う場合等に、それらにかかる費用の1/2（上限25万円）を補助することを予定している。

平成30年度における補助金の交付要綱及び実施要綱は別途お示しする予定であるが、当該補助金の積極的な活用を検討願いたい。

なお、各都道府県管内の民間建立戦没者慰霊碑については、参考資料第17「国内における民間建立戦没者慰霊碑について」の集計結果のとおりであるが、調査時からの時間経過とともに補助事業の対象となるものや、調査時には把握できなかったものも対象となる場合があるため、幅広くご検討いただき、相談願いたい。

また、現時点で管理状況が良好な慰霊碑であっても、今後不良となる可能性も考えられることから、管内の慰霊碑の状況把握に努めていただきたい。

（今後の事務スケジュール）

- 予算成立後 交付要綱及び実施要綱の発出（適用日は4月1日）
- 5月下旬メド 都道府県でとりまとめた事前協議書類の厚生労働省への提出期限
- 6月下旬メド 厚生労働省から内示通知書を発出
- 8月中旬メド 都道府県でとりまとめた交付申請書類の厚生労働省への提出期限
- 9月下旬メド 厚生労働省から交付決定通知書を発出

（これまでの実施例）

- 小学校敷地奥に建立されていたが、市町村合併により小学校が廃校となった。その後、小学校跡地及び慰霊碑の敷地を個人が取得したため、立ち入りが困難となり、慰霊碑が荒廃してしまった。今般、土地の所有者より慰霊碑の撤去要請があったことから、公有地に移設を行った。

- 公園内の建立者不明の元忠霊塔に安置されていた位牌を、市遺族会が引き取り、市民墓地内に移し、有志とともに慰霊碑を建立した。直接の建立者が不明であり、慰霊碑が傾いており、倒壊の危険があることから、撤去（埋設）した。

- 小学校敷地内に建立され、建立者は確認できるが、現在において建立者は存在しない。慰霊碑は3メートルを超える高さのうえ、土台にひびが入る等による経年劣化が激しく小学生に危険が及ぶ可能性があったため、埋設等（処分）する予定。

第9 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求期限到来に当たっての対応について

(1) 制度の概要

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、国として「弔慰」（死者を弔い、遺族を慰めること）の意を表するため、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している（昭和40年制度創設）。

戦後70周年に当たる平成27年に、国として改めて弔慰の意を表するため、法改正を行い、特別弔慰金の支給を継続した。なお、当該改正法案には附帯決議が附されており、「特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、手続の簡素化に努めるとともに、新たな受給権者の把握及び制度の周知等の請求漏れ防止策に努めること。」とされている。

特別弔慰金の請求期間は3年間であり、戦後70周年の特別弔慰金については、平成27年4月1日から平成30年4月2日までである。

(2) 請求期限到来に当たっての対応

一部の都道府県で裁定の遅れも見られたが、早期裁定の促進にご尽力いただき、受付件数の大半は裁定いただいた。平成30年1月末現在、居住地都道府県における受付件数918,761件、平成30年2月2日までの国債発行請求件数893,120件である。

特別弔慰金は支給対象の範囲が広く（※）、事前に最先順位の遺族を特定・把握することが困難なため、受給権者の時効失権防止を図るためには、厚生労働省、都道府県及び市町村における広報等の実施が大変重要となる。

各都道府県におかれては、請求期限までの間、引き続き、①広報誌等を用いた広報活動や、②厚生労働省から送付した未請求者リスト（前回の特別弔慰金受給者のうち未請求の者等）を活用した未請求者に対する個別の請求案内など、市町村との連携の下、時効失権防止への取組についてご協力をお願いしたい。

（※）子、兄弟姉妹、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた甥、姪等

（参考：国の取組）

平成29年4月	都道府県に未請求者リストを送付し、市町村と連携の下、未請求者に対する個別の請求案内を依頼。また、都道府県及び市町村の広報誌等を用いた広報活動の積極的な実施を依頼
5月	政府広報（新聞広告（突出））
6月	政府広報（インターネット広告（ヤフーパートナー））
8月	政府広報（視覚障害者用音声CD）
9月	新聞広告（記事下※全国紙5紙、ブロック紙3紙、地方紙70紙）
10月	都道府県及び市町村、郵便局等にポスター及びリーフレットを配布

なお、請求期限（平成30年4月2日）が迫っており、今後、多数の駆け込み相談や請求が予想される。通常であれば、特別弔慰金の請求希望者は市町村に相談し、市町村が受給権の有無の確認や提出書類の指導を行った後に、必要書類一式を受け付けるところ。

しかしながら、時効間際においては、時効失権防止の観点から、請求書のみでの受付もやむを得ないと考えており、平成30年2月26日付事務連絡「第十回特別弔慰金に係る時効間際の請求について」により、時効間際の請求に関する取扱いをお示ししたところである。

各都道府県におかれては、市町村との密接な連携の下、①市町村からの受給権の有無等に関する照会への対応、②書類不備等により長期未処理となっている案件を始め、未処理案件の迅速な処理について、引き続き、円滑・適切な事務処理の実施にご協力をお願いしたい。

（3）却下処分に当たっての留意事項及び審査請求

一部の都道府県において、却下通知書の却下理由が不適切なものが見受けられたため、適切に審査裁定し、却下処分を行う際は、却下通知書に印字する理由についても注意し、法的な観点から妥当であるか十分チェックを行うようお願いしたい。

【不適切な却下理由例】

- ・複数の同順位者からの請求があった場合に単に「重複請求のため」
- ・孫からの請求について「戦没者と1年以上の生計関係が認められない」
- ・そもそも死亡者に身分がないにもかかわらず「公務性がない」

なお、処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算し3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求することができるが、審査請求においてこの起算日が重要となるため、却下通知書が請求者に了知された日について記録願いたい。

審査請求が行われた場合、処分に至るまでの経緯等を明確にし、却下の判断が妥当であることを説明する弁明書を処分庁である裁定都道府県において作成することになる。弁明書は論理的かつ法的に誤りがないよう十分チェックを行うようお願いしたい。（参考資料第22参照）

第10 旧陸海軍関係恩給進達事務について

- 旧陸海軍関係の恩給請求については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されてきているが、件数は減少傾向にある。
各都道府県におかれては、請求者が高齢者であることに配慮し、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。

- 旧陸海軍関係で恩給受給権が発生しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられることから、都道府県におかれては、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。

- 恩給の相談を受けた際は、陸・海軍の別にかかわらず、都道府県において、相談者から「履歴申立書」を提出させ、丁寧に内容を把握した上で軍歴の調査を行うようお願いしたい。
このうち、旧海軍関係については、提出された「履歴申立書」を都道府県から援護・業務課あて送付願いたい。送付された「履歴申立書」について在職年計算等を行い、その結果を都道府県に回答する。
なお、恩給請求事務において、軍歴、在職年等でご不明な点があれば、援護・業務課恩給担当に照会願いたい。

- 例年実施している「援護法等施行事務研修会」において、各都道府県担当者の理解を深めるため、恩給請求における事務処理方法、留意点等の説明を行っているので、各都道府県担当者の出席をお願いしたい。

第11 援護システムの運用等について

1 援護システム更改について

- 平成30年度から平成31年度にかけて、現行の援護システムで使用しているマイクロソフト社のOSのセキュリティサポート終了に伴う援護システムの更改を行い、平成32年1月に新システムのリリースを行う予定である。援護システムの更改に伴い、各都道府県には、新機器の調達を依頼することとなるので、ご承知おきいただきたい。なお、システム更改に係る詳細なスケジュール、新機器の仕様、特別弔慰金に係る手続きの簡素化に資する機能改修内容等については、平成30年4月以降順次連絡する予定である。

2 援護システムにおける個人情報（個人番号含む）の取扱いについて

- 援護システムは、
 - ・ これまで、各種特別給付金及び特別弔慰金の裁定事務に必要な範囲で、都道府県相互に閲覧できる個人情報の範囲を拡大してきていること、
 - ・ 平成28年1月から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号を取り扱うシステムとなっていること、から、各都道府県におかれては、個人情報保護に関する法令、援護システム運用管理規程等を遵守し、引き続き情報セキュリティ対策を徹底するようお願いしたい。

3 援護システム利用者のアクセス権限の申請について

- 援護システムでは、なりすまし防止や不要となったアクセス権限を定期的に削除し、主体認証情報の管理を徹底する観点から、毎年度、新たなアクセス権限付与の申請を必要としている。「平成30年度アクセス権限付与申請」については、3月下旬に援護システム担当者宛に案内するので、平成30年度における援護システム利用者及び利用者の利用状況に応じた権限項目を各都道府県において精査の上、4月上旬までに厚生労働省まで申請をお願いしたい。

第12 旧令共済組合員に関する履歴証明等について

1 旧令共済組合員に関する履歴証明事務

- 旧陸軍軍属に関する都道府県の履歴証明事務については、日本年金機構から依頼があった場合、援護・業務課調査資料室の保管資料を添付のうえ証明依頼を行うので、請求者が高齢者であることに配慮し、可及的速やかな事務処理をお願いしたい。

- また、旧陸軍軍属期間を厚生年金に反映させるための履歴証明依頼について、都道府県に照会があった場合には、「最寄りの年金事務所」宛てに申請手続きをするようご案内をお願いしたい。

- なお、例年実施している「援護関係施行事務研修会」において、「旧令共済組合員期間の履歴証明事務」について、履歴証明が困難な具体的事例を用いての事例研究を行うので、各都道府県担当者の積極的なご出席をお願いしたい。

2 人事関係資料の照会

(1) 陸軍関係

当室に履歴事項について調査を依頼する際には「陸軍軍歴証明事務関係通知集」（昭和53年3月改刷）71～73頁を参照いただき、対象者の履歴申立書及び都道府県保管資料の写しを添付のうえ、依頼するようお願いしたい。

(2) 海軍関係

旧海軍人事関係資料について、問い合わせがあった場合には、当室あて直接照会されるようご案内をお願いしたい。

なお、恩給受給資格調査のための照会は、「第12旧陸海軍関係恩給進達事務について」に記載のとおり都道府県において対応をお願いしたい。

3 人事関係資料等の保存

各都道府県において保管する旧軍から引き継いだ人事関係資料等は歴史的公文書であることから、自治体の公文書館へ移管等を行うなど、条例等法規に照らし散逸や廃棄することがないように、適宜、保存をお願いしたい。

第 13 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について

昭和 20 年 8 月 9 日以来の旧ソ連軍の侵攻により、旧日本軍人等が旧ソ連地域またはモンゴル人民共和国（当時）の地域で抑留された抑留者は、戦後、極寒の地で長期間にわたり劣悪な環境のもと多大な苦難を強いられ、その間、過酷な強制労働に従事させられた。

これらの抑留者を約 57 万 5 千人、強制抑留下において死亡した抑留者を約 5 万 5 千人と厚生労働省では推計している。

厚生労働省では、平成 3 年に日ソ間で締結した協定に基づき、同年以降ロシア連邦政府等より死亡者名簿等を入手し、同政府等から提供された抑留者関係資料については、日本側資料との照合調査を行い、個人を特定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の記載内容をお知らせしてきている。

平成 29 年度は、新たにシベリア・モンゴル地域 288 人（※）、その他地域 23 人（※）、合計 311 人（※）の個人を特定している。（※平成 30 年 1 月末現在）

厚生労働省では、平成 27 年 4 月以降、個人を特定できた方について、速やかに関係御遺族に情報提供を行う観点から、原則として毎月、身元特定者を公表するとともに、各都道府県に対し関係御遺族の現住所調査等についてご協力をお願いしている。

御遺族の高齢化を踏まえ速やかな対応が必要であるため、各都道府県におかれては関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付についてご協力をお願いしたい。

なお、抑留帰還者に関する資料については、ロシア政府より約 47 万人分、モンゴル政府より約 1 万人分の個人資料が提供されており、帰還者本人又はその御遺族が希望する場合には、当該資料を提供している。各都道府県に問い合わせがあった場合は、調査資料室あて直接照会するよう御案内をお願いしたい。

<照合調査による個人の特定状況（平成 30 年 1 月末現在）>

	死亡者数	個人を特定
シベリア・モンゴル地域	約 5 万 5 千人（注 1）	約 4 万人（注 2）

（注 1）主に昭和 20 年代の引揚時の港における抑留帰還者からの聴取により推計

（注 2）この他にその他地域（興南、大連、樺太等）で約 1 千人の個人を特定